

令和2年度事業計画

基本方針

過去10年間の農作業事故（平成21年～30年）では、死亡事故が178件（平均約17.8件）、負傷事故が23,559件（平均約2,355件）発生しています。

令和元年度に発生した農作業による死亡事故件数は、18件（前年対比100.0%）となりました。

事故区別では、農業機械によるものが16件（89%）、農業機械以外によるものが2件（11%）となっており、農業機械では、トラクタ、フォークリフト、ホイールローダによるものが全体の12件（67%）を占めました。また、年齢別では、60歳以上の高齢者による事故が全体の89%を占めています。

このような状況を踏まえ、令和2年度は、農林水産省が平成14年度に策定した「農作業安全のための指針」に即し、農作業事故ゼロを目指した農作業安全対策の推進と注意喚起を行います。また、令和2年農作業安全確認運動推進会議が発表した「農業機械作業に係る死亡事故の半減」を目標に、農作業安全意識の高揚に向けて会員並びに各地区農作業安全運動推進本部、関係機関団体等と連携・協力を図りながら、安全運動推進の一層の強化に努めます。

1 農作業安全運動推進体制の整備・強化

農作業安全運動を推進する各地区推進本部と連携を図りながら、最終目標とする事故ゼロ及び事故防止活動を活発に展開するため、推進体制の整備・強化に努めます。

令和元年度においては、9月1日から始まった「令和元年秋の農作業安全運動強調月間」中、フォークリフトやロータリーの下敷きとなる事故やサイロ内に転落する事故が相次いで発生したことから、事故多発緊急警報を出して関係機関団体に対して注意喚起を行いました。

令和2年度は、引き続き、従来から実施している「MMH」運動を継続的に展開するとともに、農作業事故や交通事故を未然に防止するため、農作業に対する安全意識の向上や地域における事故防止に向けた啓発活動を推進します。

2 農作業安全運動の啓発活動

農作業事故防止に関する啓発・普及活動情報が、農業者に行き渡り効果的に活用されるよう関係機関団体と連携します。

(1) 農作業安全運動強調月間の設定

農作業事故の多発する農繁期は、「農作業安全運動強調月間」として設定し、安全啓発ちらしやポスター等を作成して配布するとともに、PDF版を当本部のホームページへ掲載するなど情報の共有化に努めます。また、ラジオ放送で農作業の事故防止を呼び掛ける他、各系統の新聞、各種農業誌、市町村やJAの広報を活用した啓発活動を行います。

・ポスターの配布	春期・秋期	
春 期（農作業安全強調月間）	4月～6月	850枚

- 秋 期（農作業安全強調月間） 9月～10月 850枚
 （配布先） 本部会員、地区推進本部、市町村、普及センター、J A等
- ・安全啓発ちらしの配布（推進本部作成印刷物） 50,000枚
 （配布先） 農業者、本部会員、地区推進本部、市町村、普及センター、J A等
- ・ラジオスポット放送の実施
 NHKラジオ第一放送
- 春 期（農作業安全強調月間） 5月～6月
- 秋 期（農作業安全強調月間） 9月～10月

(2) 農作業事故報告書の作成と配布

北海道「農作業事故報告取扱要領」に基づき事故調査を実施します。また、事故調査報告書を作成して関係先に配布するとともに、安全運動推進資料として活用します。

(3) 関係機関団体との連携

農作業の事故防止や安全対策、公道での交通安全、踏切事故対策等について、広く農業者等に啓発して浸透を図るため、J A、北海道警察本部、J R北海道等と連携を図ります。

(4) 各種安全資材、研修会等の教材斡旋

ポスター、ステッカー等の各種安全資材ならびに安全研修会、講習会等で使用する諸教材の斡旋を行います。

3 農作業安全対策諸会議の開催

- | | |
|------------------------|-------------|
| (1) 役員会 | 5月開催 |
| (2) 定期総会 | 5月開催 |
| (3) 実行委員会 | 2回【書面議決を含む】 |
| (4) MMH運動推進小委員会 | 2回 |
| (5) 地区推進本部など地区企画会議への対応 | 必要に応じて対応 |
| (6) その他諸会議への参加 | 必要に応じて参加 |

4 農作業安全「MMH」運動の推進

MMH運動は、平成18年に開始してから14年が経過しましたが、令和元年度は、公道・農道・畑・敷地内での農業機械による死亡事故が多発し、死亡事故のほぼ9割を占めました。

また、道路運送車両法の保安基準が緩和され、一定の条件を満たした直装タイプの作業機を装着するトラクタは平成31年4月から、けん引タイプの作業機をけん引するトラクタは令和2年1月から公道走行ができることになったことに伴い、一般車両との追突事故や接触事故の増加が懸念されます。

さらに、農林水産省では、農作業死亡事故の7割を占める農業機械に重点を置き、安全フレームの装備やシートベルト着用の徹底を呼び掛けて、農業機械の死亡者数を17年と比べて半減させる目標を設定しました。

このような状況を踏まえ、令和2年度は、従来から実施している「MMH」運動を継続的に展開することとし、農機メーカー・ディーラーとの連携を図りながら、①交

通ルール、運転マナーや規制緩和条件等の遵守、②低速車マークや反射テープ等の取り付け、③労災保険、傷害共済・自動車共済等任意保険加入の啓発を推進します。

5 農作業機を装着・けん引したトラクタの公道走行に関する周知について

直送タイプの作業機を装着又はけん引タイプの作業機をけん引したトラクタは、道路運送車両法の保安基準が緩和されたことに伴い、一定の条件を満たした場合に限って公道走行することができるようになりました。

公道走行に当たっては、運転免許、灯火器類、車両幅、安定性、最高速度などの確認が必要なため、関係機関団体と連携し、さまざまな機会を通じて公道走行に必要な対応についての周知を図ります。

6 農作業事故ゼロ運動推進研修会の開催（令和3年2月予定）

農作業安全に対する意識を高め、地域における事故防止運動を推進するため北海道と共催するとともに、農林水産省の「春の農作業安全確認運動ブロック会議」と連携して研修会を開催します。

7 各種研修会、講習会等の開催推奨と支援

地区推進本部、市町村、JA及び団体等が主催する研修会、講習会の開催を積極的に推奨するとともに、講師の派遣及び企画運営の助言等の支援を行います。

8 農作業安全対策「トラクタ追突事故対策に関する消費者ニーズ」の対応

農業者は、回転灯の装着が乗用型農耕トラクタの交通事故の最も効果的な防衛手段として認識しています。

このため、回転灯装着の現場の考え方については、農研機構内に設置されている「農業機械技術クラスターの安全性向上委員会」に引き続き提示し、トラクタ追突事故対策に関する農業者の事故防衛のあり方について、検討を要請します。

9 関係機関との連携による調査協力

国では農作業事故の予防の一助とするため、農作業事故原因を明らかにすることを目的として、現場で事故に実際遭われた方々に面談して事故の発生状況等の調査を平成23年度から継続して実施しています。

調査の実施に当たっては、農作業の事故防止を積極的に推進するため、当本部が農研機構からの要請（北海道内における各種農業機械を中心とした農作業事故に関する詳細調査）に基づいて現地の聞き取り調査に協力します。

10 農研機構（農業技術革新工学研究センター）との連携協力体制の強化

北海道における事故要因のより詳細な分析とその効果的な対策手法を検討するとともに、その解決方法を明らかにして具体的な安全対策を地域へフィードバックするため農研機構（農業技術革新工学研究センター）との連携・協力体制を促進します。

また、農作業事故調査に基づいて蓄積された事故調査データから、事故形態や就業人口当たり事故形態等の項目について統計的な考察を行い、安全対策の重点化項目を

検討します。

さらに、農作業事故対面調査や詳細調査で見出された事故の根本原因の考察やこれらの具体的な対策について、啓発活動を通じて地域への還元を図ります。